

令和 8 年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

小国町長 仁科 洋一



令和 8 年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 町長は、本町の農作物の鳥獣被害防止に有効な対策を講ずるため、別表に定める事業実施主体が被害防止対策活動を行う場合において、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成 2 年小国町規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる事業に要する経費とし、補助金の額は同表に定めるとおりとする。

(補助金交付の要件等)

第 3 条 別表の補助金の交付にあたっては、小国町が実施する、電気柵の適正な設置及び安全性を確保した運用等を周知する安全講習会を受講することを要件とする。

(事業対象期間)

第 4 条 事業の対象期間は交付決定の日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 規則第 5 条に定める補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第 1 号）

(2) 収支予算書（別記様式第 2 号）

2 事業実施主体は前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### （補助事業の変更）

第 6 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）事業実施主体の変更
- （2）事業に要する経費の 20% を超える額の増減
- （3）補助金の増額を伴う変更
- （4）設置場所の変更

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

#### （補助事業の中止又は廃止）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

#### （補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を町長に提出し指示を受けなければならない。

#### （実績報告）

第 9 条 規則第 14 条に規定する実績報告書は、事業完了の日から起算して 20 日を経過する日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1）事業成績書（別記様式第 1 号）
- （2）収支精算書（別記様式第 2 号）

2 第 5 条第 2 項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書

を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合にはこれを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、第5条第2項ただし書に規定する消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

（帳簿の備付等）

第10条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

- 2 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合には、財産管理台帳（別記様式第7号）及び関係書類を保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第22条第2号により町長が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（補助金の支払い）

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額の確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払いをすることができるものとする。

- 2 前項ただし書きの規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払い申請書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

補助対象事業	事業実施主体	補助率
鳥獣による農作物被害防止のための電気柵(通電性を有する地際補強のためのシートも対象に含む。)又はワイヤーメッシュ柵の設置又は購入	農業者、農業者グループ等	補助対象事業に要する経費の1/2以内。ただし、1件あたり200,000円を上限とする。

別記様式第1号

事業計画（実績）書  
 <電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置>

1 概要

No.1								
①農業者名及び住所、又は農業者グループ等名、代表者名及び住所								
・住所 西置賜郡小国町大字 ・氏名								
②事業の目的								
・電気柵を設置して、〔ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ〕による農作物被害の防止を図る。（該当獣を○で囲む）								
③事業の内容								
【電気柵の設置】								
○事業量・規模（普通畑 〇カ所、 <sup>㌠</sup> ）（水田 〇カ所、 <sup>㌠</sup> ）（転作田 〇カ所、 <sup>㌠</sup> ） （柵外周 〇m）（柵段数 〇段）（資材費 〇円）								
○実施時期 〇月 直営・委託施工の別								
○被害軽減目標								
被害軽減目標								
作物名 ( )	設置前				設置後			
	年度	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)	年度	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)

- ※1 事業実施主体が農業者グループ等である場合、規約又は構成員表など組織体制がわかる資料を添付すること。  
 2 電気柵の設置場所や設置内容がわかる資料を添付すること。  
 3 作物ごとに被害軽減目標を記載すること。  
 収穫後に資材購入する場合は、「設置後」欄に次年度目標とする「被害面積、被害量、被害金額」を（ ）書きで記載するとし、次年度に実績を報告すること。自家用作物の場合は、「作物名称」欄の（ ）に「(自家用)」と追記し、「被害金額」欄は空欄とする。

2 経費の配分

(単位:円)

区分	補助事業に要する(した)経費 (A)+(B)	負担区分		備考
		町補助金 (A)	その他 (B)	
(支出内容) ・電気柵購入設置一式				
計				

- ※1 事業成績書にあつては、領収書又はこれに準じる書類の写しを添付すること。

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

## 別記様式第2号

## 収支予算(精算)書

## 1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
町補助金					
その他					
計					

## 2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
資材費					
その他					
計					

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

氏名 印

令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け農林発第 号で交付決定の通知のありました標記補助事業について、下記のとおり変更したいので、小国町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更内容 別紙のとおり

添付書類

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第2号)

- ※1. 補助金の額が増額する場合は、件名の「令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金変更承認申請書」を「令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、小国町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、小国町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。
- ※2. 事業計画書及び収支予算書については、変更前と変更後が比較対照できるよう両者を2段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

令和 年 月 日

小国町長 仁科洋一 殿

申請者 住所 小国町大字  
氏名 印

令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農林発第 号で交付決定の通知のありました標記補助事業について、中止（廃止）したいので、小国町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

小国町長 仁 科 洋 一 殿

氏名

印

## 令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業遂行状況報告書

小国町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり報告します。

## 記

1 事業が予定期間内に完了せず、又は遂行が困難となった理由

2 遂行状況

事業実施主体		
事業内容		
年間計画	事業量	
	事業費(うち町補助金)	円
遂行状況	事業量	
	事業費(うち町補助金)	円
	出来高	%
	確認年月日	
差引残	事業量	
	事業費(うち町補助金)	円
	完了予定年月日	

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

氏名 印

令和8年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け農林発第 号により交付決定の通知のあった令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金について、令和8年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 小国町補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の<br>額の確定額   | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付け農林発第 号による額の確定通知額)            |   |   |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2)                        | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号

財産管理台帳

事業実施主体名： \_\_\_\_\_

地区名	地区	事業実施年度	令和 年度		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
			事業の内容	工期	着工年月日	竣工年月日	事業量	工事費	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業内容	工事種 構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業の内容	工期	着工年月日	竣工年月日	事業量	総事業費	負担区分 町費 実施主体 その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	摘要
合計														

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別を記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

令和 年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

氏名

印

令和 8 年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金概算払い申請書

令和 年 月 日付け農林発第 号により交付決定の通知のあった令和 8 年度小国町有害鳥獣被害対策推進事業費補助金について、次のとおり概算払いを申請します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 交付決定額    | 円 |
| 2 既交付額     | 円 |
| 3 概算払い申請額  | 円 |
| 4 概算払い申請理由 |   |

(添付書類)

- ①事業成績書 (別記様式第 1 号)
- ②収支精算書 (別記様式第 2 号)
- ③請求書及び写真等事業内容がわかるもの